

別表3

(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

1 対象事業所・施設(※1, 2, 3)	2 基準単価	3 単位	4 補助対象経費	5 補助の額	
通所介護事業所 (※4)	通常規模型	537	事業所	(1)緊急時の介護人材確保に係る費用 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ①緊急雇用にかかる費用 ②割増賃金・手当 ③職業紹介料 ④損害賠償保険の加入費用 ⑤帰宅困難職員の宿泊費 ⑥連携機関との連携に係る旅費 ⑦一定の要件に該当する自費検査費用(介護施設等に限る。) 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保(代替サービス提供期間の分に限る。) ①緊急雇用にかかる費用 ②割増賃金・手当 ③職業紹介料 ④損害賠償保険の加入費用	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設に(1)と(2)両方を補助することができる。 ※なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。
	大規模型(Ⅰ)	684	事業所		
	大規模型(Ⅱ)	889	事業所		
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	231	事業所			
認知症対応型通所介護事業所	226	事業所			
通所リハビリテーション事業所 (※4)	通常規模型	564	事業所		
	大規模型(Ⅰ)	710	事業所		
	大規模型(Ⅱ)	1,133	事業所		
短期入所生活介護事業所	27	定員			
短期入所療養介護事業所	27	定員			
小規模多機能型居宅介護事業所(※5)	475	事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所(※5)	638	事業所			
認知症対応型共同生活介護事業所(※6)	36	定員			

※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所介護相当サービスは通所介護事業所(通常規模型)と、訪問介護相当サービスは訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

※4 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

※5 通いサービス及び宿泊サービスに限り対象とする。

※6 短期利用認知症対応型共同生活介護に限り対象とする。